

別紙

平成 24 年 1 月 1 日以降に型式承認の失効した消火器を販売した又はしようとしたものとして消防庁が報告を受けた事例

発生日時	発生場所	建物種別	金銭被害
平成 24 年 1 月 23 日	大阪府箕面市	住宅	なし
	男性が被害者宅を訪問し、消火器 1 本と平成 24 年 2 月 15 日が支払期日である契約書を置いて帰った。後日、消火器の価格等について消防本部に電話にて問い合わせがあり、調査の結果、型式承認の効力が失われた消火器であることが判明した。その後契約取り消しの手続きを行った。		
平成 24 年 1 月 24 日	鹿児島県曾於市	住宅	4,700 円
	消火器詰替作業時に「消火器（6 型）が重い」と言われ、別の 3 型消火器（型式承認の効力が失われたもの）を 4,700 円で販売していったもの。身内に消防関係者がいたため発覚した。購入者と販売者にて連絡が取られ、返金済み。		
平成 24 年 7 月 21 日	京都府長岡京市	住宅	3,990 円
	被害者自宅に、「古い消火器を回収し、新しい消火器を安価で販売する。」と言って業者が訪れ、合計 3,990 円で、廃消火器の処理と消火器の購入を行った。後日、不審に思った被害者より消防に連絡があったもの。 その後の調査において、購入した消火器は型式承認の効力が失われているものであることが判明した。契約書には、消火器の詰替金額として 3,990 円となっていた。		
平成 24 年 10 月 11 日	埼玉県加須市	住宅	10,000 円
	居住者（86 歳女性・独居）宅に、50 歳くらいの男性 1 名が訪問し、納屋に設置してある消火器が古いので交換した方が良いというので、粉末消火器 1 本を 10,000 円で購入した。後日親族が 2003 年製造（型式承認の効力が失われたもの）の消火器であることに気づき通報したもの。		
平成 24 年 10 月 29 日	京都府宇治市	住宅	なし
	男性が古い消火器の回収、新品消火器及び中古消火器の販売のために情報提供者宅に訪れ、その際は購入しなかったが、後日消防職員が聴取したところ中古消火器が型式承認の効力が失われた消火器と判明したもの。		
平成 24 年 12 月 4 日	神奈川県川崎市	住宅	31,290 円
	防災関係者を名乗る男性 1 名が被害者宅を訪問し、設置されていた 10 型消火器 1 本を新しい 10 型消火器 1 本と交換したところ、後日、消火器代金及び点検料として 31,290 円の請求書が郵送された。消防による調査の結果、リース契約であり、また、新たに設置された消火器は、型式承認の効力が失われているものと判明した。		

発生日時	発生場所	建物種別	金銭被害
平成 24 年 12 月 14 日	神奈川県川崎市	住宅	31,290 円
	防災関係者を名乗る男性が訪問し、設置されていた消火器 1 本を 10 年間のリース契約により新しい消火器 1 本と交換した。「契約料金が 31,290 円と高額であり、契約書には 10 年間のリース契約で 1 年ごとに点検をするとの記載があるが、書面の内容に不審な点があるのでクーリングオフしたい。」と消費者行政センターに相談したもの。新たに設置された消火器は、型式承認の効力が失われているものであった。		
平成 24 年 12 月 17 日	神奈川県横浜市	住宅	31,290 円
	横浜市内の 70 歳代の男性の自宅に、防災業者を名乗る者が来訪し、10 年間 31,290 円のリース契約を交わし、消火器を置いていったもの。置かれた消火器は既に型式承認の効力が失われているものであった。		
平成 25 年 1 月 8 日	神奈川県川崎市	共同住宅	187,740 円
	防災関係者を名乗る男性 3 名が共同住宅に訪問し、設置されていた 2 棟分の 10 型粉末消火器 6 本を、新たに 10 年間のリース（点検料金を含む。187,740 円）により契約した消火器と交換したもの。新たに設置された消火器は、型式承認の効力が失われているものであった。		